

令和 2 年 4 月 30 日

各 位

公益社団法人熊本県薬剤師会  
会長 富永 孝治

「薬局における薬剤交付支援事業」の実施について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省より「薬局における薬剤交付支援事業」の実施について通知がありました。本事業は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 10 日事務連絡）等に従い、薬局において電話等による服薬指導等を実施し、調剤した薬剤を患者宅等へ配送した場合又は薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の配送料等に係る費用を補助するものです。熊本県薬剤師会が本事業の実施者となり、実施開始日は予算成立日となります。

詳細につきましては、随時お知らせいたします。

○補助対象

- ・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料
- ・薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費

○補助額

処方箋備考欄への記載	補助額の上限
「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」	薬剤の配送に要した費用の全額
「0410 対応」	薬剤の配送に要した費用のうち、100 円を差し引いた額

※上記の「薬剤の配送に要した費用」は、配送業者を利用した場合は配送費、薬局の従事者が患者宅等に届けた場合は交通費等の実費額。